

令和5年度企業×ふくしま未来共創事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

令和5年度企業×ふくしま未来共創事業業務

(2) 委託の目的

新型コロナウイルス感染症を契機として、首都圏を中心にテレワークが急速に拡大し、首都圏で生活することの意義が薄れ、テレワーカー等の地方への関心が高まりを見せている。加えて、企業としてはテレワークの普及により、現場に行く機会が失われ、地方を含めた市場の現状等を実感し学ぶ機会の喪失に危機感を抱き、地方と関わるきっかけを探している状況にある。

一方、本県においては急速な人口減少・高齢化により、地域の担い手不足という課題に直面している。このため、テレワークに積極的な首都圏企業との協働により地域課題の解決に取り組む等を通じて、企業と地域との接点をつくり新たな人の流れを創出することにより、地域活性化及び関係人口創出・移住促進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「令和5年度企業×ふくしま未来共創事業業務委託仕様書（案）」（以下、仕様書（案）という。）とおおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

(5) 委託先選定数

1者

2 見積限度額

金 31,581,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和5年3月2日（木）
説明会開催	令和5年3月10日（金）午後2時から
質問受付期限	令和5年3月22日（水）午後5時
参加表明書提出期限	令和5年3月23日（木）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和5年3月27日（月）正午
プロポーザル審査会の実施	令和5年3月28日（火）【予定】
選定結果の通知及び契約締結	令和5年4月上旬

4 プロポーザル参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に扱う。

- (1) 本事業委託期間内で確実に業務を遂行するための体制が確保されているとともに、本募集要領に示した業務を確実に履行できるものであること。

- (2) 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 本プロポーザルの開始から審査会の開催日までに福島県から競争入札の参加資格制限等を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制化にある者でないこと。
- (7) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

5 説明会の開催

- (1) 開催日時

令和 5 年 3 月 1 0 日（金）午後 2 時から

- (2) 開催方法

オンライン開催

※URL 等については、申込後にお知らせする。

- (3) 申込方法

説明会参加申込書（第 1 号様式）を地域振興課（担当者）宛に電子メール又は F A X により提出すること。なお、電子メールの件名は「【説明会】令和 5 年度企業×ふくしま未来共創事業」とし、電子メール、F A X ともに電話により送付した旨を伝えること。

- (4) 申込期限

令和 5 年 3 月 9 日（木）午後 5 時

※説明会に参加しなくとも、企画プロポーザルに参加可能。

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第 2 号様式）を以下により提出することができる。

- (1) 提出期限

令和 5 年 3 月 2 2 日（水）午後 5 時まで（必着）

- (2) 提出方法

質問書（第 2 号様式）地域振興課へ電子メール又は F A X により提出すること。なお、電子メールの件名は「【質問】令和 5 年度企業×ふくしま未来共創事業」とし、電子メール、F A X ともに電話により送付した旨を伝えること。

なお、電話による質問には応じない。

- (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、随時、地域振興課ホームページに掲載する。質問者名は公表しない。

7 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第3号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和5年3月23日（木）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

地域振興課へ電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。

※電子メール又はFAXにより提出した場合は、電話により送付した旨を知らせること。

※持参の場合は、県庁開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、提出期限当日は午後5時までとする。

(3) その他

参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

8 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第3号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和5年3月27日（月）正午まで（必着）

(2) 提出方法

地域振興課へ郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（A4版、左上綴じ。表紙には「令和5年度企業×ふくしま未来共創事業業務委託提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。）

※仕様書（案）の内容及び下記10(5)の審査基準を踏まえ、応募者としてのアピールポイントを明記すること。

※企画提案書には少なくとも以下の内容を記載すること。

① 実施企業の募集手法等

- ・提案者のネットワーク活用による募集で参加が想定される候補企業名及び当該企業の想定滞在地域や携わる地域課題
- ・県と合同での企業訪問における候補訪問先企業名
- ・イベント出展又は独自イベントの内容

イ 見積書（任意様式、A4版）

※見積の総額及び内訳について作成すること。

ウ 事業者概要書（第4号様式）

エ 業務実施体制書（第5号様式）

オ 担当者経歴書（第6号様式）

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第7号様式）

(4) 提出部数

正本1部、副本6部

9 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

(1) 本プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

- (2) 企画提案書は、仕様書（案）「3 委託業務の内容」に掲げる各業務の実施方法について、具体的に提案すること。
- (3) 提出書類等に用いる言語、通過及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
- (4) 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

10 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

本プロポーザル参加者による企画提案を受け、県はプロポーザル審査会においてこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 開催日等

令和5年3月28日（火）【予定】

なお、開催時間や URL については、参加表明書の提出があった者に対して別途伝達する。

※応募状況等によっては開催日が変更となる可能性があることに留意すること。

(3) 開催形式

オンライン形式（Zoom を使用）

Zoom の URL については、本プロポーザル参加者に別途通知する。

(4) 開催方法

ア 審査会での対応は3名以内とする。

イ 審査会においては、提出した企画提案書の説明及び審査委員からの質疑応答を行う。

ウ 審査会におけるプレゼンテーションの時間は10分以内とし、その後の質疑応答について15分程度で実施する。

エ 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書等のみとし、説明のために資料を追加して提出できることはできない。

(5) 審査基準及び配点

審査項目	評価基準	配点
1 事業目的の理解度・実績	・事業目的に合致した提案であるか。 ・過去に同種又は類似の業務の実績があるか。	10
2 参加企業の集客	・本事業の参加候補となる県外企業の情報を有しているか。 ・本事業の趣旨に合う企業の集客効果が期待できるものであるか。 ・県外企業のニーズを適切に把握できているか。	45
3 実施地域の選定及び地域課題の発掘	・想定される実施地域や地域課題が、企業と地域との継続的な関係性の構築に資するなど、本事業の趣旨に合うものであるか。	10
4 成果報告会の開催	・成果報告会に参加した者の今後の地方創生テレワークの実施又は推進が期待されるものであるか。	5
5 スケジュール・体制	・業務全体の統制、人員配置、連絡体制等を含め企画内容を実施する体制等が適切か。 ・適切な実施スケジュールが設定されているか。	25
6 経費	・企画内容に対して妥当な見積額であるか。	5
合 計		100

(6) 審査結果の通知

審査結果は、全ての本プロポーザル参加者に書面で速やかに通知します。

また、契約候補者名及び全ての本プロポーザル参加者の評点（契約候補者以外は参加者名を伏せて評点のみ）は県ホームページで公表します。

なお、電話、ファックス、電子メール等による問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じません。

11 契約の締結

- (1) 審査会により選定された業務委託予定者を契約候補者とし、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結します。
- (2) 選定した契約候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。仕様書の内容は、提案内容のとおり反映されない場合もあります。
- (3) 契約金額は、協議結果により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。
- (4) 契約候補者と県との間で協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議の上、契約を締結します。

12 留意事項

- (1) 本事業は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施するため、契約等の手続きは同交付金の交付決定後（4月上旬を想定）に行う。なお、同交付金が交付されない場合には事業内容を見直すことがある。また、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負わない。
- (2) 本事業は、令和5年度に速やかに事業を開始できるようにするため、福島県議会に

よる令和5年度予算の承認を前提として募集を行うものである。このため、予算が承認されなかった場合には、業務委託予定者の決定を含め本事業に係るすべてを無効とする。なお、このことに伴い損害等が生じた場合でも、県はその損害等に対し一切責任を負わない。

- (3) プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (4) プロポーザル参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めない。
- (6) 提出後の企画提案書等の内容について、ヒアリングを行うことがある。
- (7) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (9) 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合がある。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- イ 提出書類に不備があった場合
- ウ 本募集要領に適合しない書類である場合
- エ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- オ プロポーザル審査会の開催日時に参加しなかった場合

13 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（本庁舎5階）
福島県企画調整部地域振興課 担当：中根
電話 024-521-8023 FAX 024-521-7912
E-mail ui-turn@pref.fukushima.lg.jp